

『うるま市電話催告センター』の開設を予定しています

うるま市では、電話で市税や国民健康保険税等の未納をお知らせする「電話催告センター」を平成25年4月に開設予定です。同センターでは、電話案内業務（コールセンター等）の実績がある民間業者に業務を委託し、そのノウハウを活用します。市税等の未納については、早期に納付案内することで滞納の累積を防止し、収納率向上を図ります。また、特定健診対象者へ受診勧奨等を行い、健康増進及び受診率向上を目指すなど、市民への案内等を目的とした業務も行う予定です。

【運営開始日】平成25年4月1日

【業務内容】

- ・ 電話による納税案内
- ・ 特定健診受診等の案内業務
- ・ その他うるま市からのお知らせ等

【運営時間】※現在調整中

【対象者】

- ・ 固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納付期限が過ぎても納付確認ができない方
- ・ 特定健診受診対象者等々

【設置場所】

本庁2階納税課事務所内

※振り込め詐欺にご注意下さい※

電話案内員がATM機（現金自動預け払い機）での振込などを指示することはありません。不審と思われる電話があった場合は、納税課までご確認をお願いします。

お問い合わせ：総務部納税課
電話番号 098-973-1099
（電話催告センター担当）

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

～必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も。～

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。

◎沖縄県地域別最低賃金時間額 **653円** [発効日]平成 24年10月25日

- この最低賃金は、沖縄県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

◎特定（産業別）最低賃金

畜産食料品製造業	糖類製造業	清涼飲料・酒類製造業	新聞業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
発効日 平成24年12月9日	発効日 平成24年12月8日	発効日 平成24年12月12日	発効日 平成24年12月1日	発効日 平成24年12月5日	発効日 平成24年12月2日
時間額 677円	時間額 686円	時間額 680円	時間額 759円	時間額 676円	時間額 681円
肉製品製造業、乳製品製造業、その他の畜産食料品製造業	砂糖製造業、砂糖精製業、ぶどう糖、水あめ異性化糖製造業	清涼飲料製造業、清酒製造業、蒸留酒、ビール製造業等	新聞業	百貨店、総合スーパーその他の各種小売業	自動車（新車）小売業



厚生労働省

お問い合わせ：沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ
ウェブで最低賃金がチェックできます。沖縄労働局ホームページへ

